

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

平成30年2月26日

新潟県知事 米 山 隆 一